

山口大学医学部学生等の病院実習等参加基準

令和 5 年 5 月 9 日 制定

令和 7 年 8 月 7 日 改定

令和 8 年 7 月 1 日 改定

この基準は、山口大学医学部学生等の病院実習（山口大学医学部附属病院での実習及び学外の病院実習を含める。）及び学外者の病院研修（以下「病院実習等」という。）に関し、必要な事項を定める。

ただし、新型コロナウイルス等、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「施行規則」という。）が定める感染症の発生状況によっては、病院実習等の実施の有無及び病院実習等の内容について対応を協議するものとする。

1. 実習生の要件について

病院実習等にあたっては、以下の条件を満たした者のみ参加を許可する。

- (1) 咽頭痛、咳、鼻水など体調に異変がなく、37℃以上の発熱がないこと。
- (2) 山口大学医学部附属病院内では、診察や看護等で患者に接する場面では不織布マスクを着用し、手指消毒を徹底すること。なお、ゴーグルまたはフェイスシールドの着用については、各病院実習等担当部署の指示に従うこと。
- (3) 学外での実習においては、実習先の施設長、受入診療科又は部門の長の許可がおりていること。
- (4) 各病院実習等担当部署が定める個別のルールに従うこと。

2. 体調不良及び感染等があった場合の対応等について

体調不良及び感染等（以下「体調不良等」という。）があった場合は、以下の規定に準じて対応する。ただし、学外での病院実習においては、実習先の指示に従うこと。

また、体調不良等となった場合は、必ず (5) の連絡先に連絡すること。

(1) 体調不良の場合

咽頭痛、咳、倦怠感、呼吸苦など体調の異変や、37℃以上の発熱があるときは、病院実習等を中断し、必要に応じて医療機関を受診し、症状軽快するまでは自宅待機を行うこと。ただし、軽症の場合は、抗原定性検査で陰性が確認できれば病院実習等を参加可能とする。

(2) 新型コロナウイルスに感染した場合

発症日を 0 日目として、5 日間自宅待機のうえ、解熱剤使用なく解熱しているかつ症状軽快している場合に 6 日目から病院実習等を参加可能とする。また、医学部学生は本学ホームページから「感染症報告フォーム」を使用して報告すること。

(3) 新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合

- ① 外出自粛は求めない。
- ② 症状が出現した場合は、病院実習等を中断し、必要に応じて医療機関を受診し、症状軽快するまでは自宅待機を行うこと。

(4) 施行規則第 18 条に基づく第一種・第二種・第三種感染症に感染した場合

- ① 感染症（学校感染症）に罹患またはその疑いがあるときは、病院実習等を中断し、医療機関を受診すること。
- ② 罹患が確認されたら、医学部学生は直ちに本学ホームページから「感染症報告フォーム」

を使用して報告すること。

③医療機関または健康科学センターの指示に従い、自宅待機すること。

④自宅待機期間は、施行規則第19条を準用する。

(5) 上記(1)から(4)に該当した場合の連絡先

①医学部附属病院での実習者 病院実習担当部署

②学外の病院実習者 病院実習等担当教員及び実習先

③学外者の病院研修 医学部総務課